

# 保育所等保育料

階層	階層区分 〔推定世帯年収〕		利用者負担【月額】			
			2号認定 〔3～5歳：保育園等の子ども〕		3号認定 〔0～2歳：保育園等の子ども〕	
			（保育標準時間）	（保育短時間）	（保育標準時間）	（保育短時間）
1	生活保護世帯		0円	0円	0円	0円
2	市町村民税非課税 〔～230万円〕 ※第2子無料	母子等の世帯	0円	0円	0円	0円
		その他の世帯	5,000円	5,000円	8,000円	8,000円
3	48,600円未満 〔～390万円〕	母子等の世帯	6,000円	6,000円	8,250円	8,000円
		その他の世帯	14,500円	14,000円	17,500円	17,000円
4	97,000円未満 〔～520万円〕	母子等の世帯 (77,101円未満)	6,000円	6,000円	9,000円	9,000円
		57,700円未満	19,000円	18,500円	22,000円	21,500円
		97,000円未満	23,000円	22,500円	28,000円	27,500円
5	169,000円未満 〔～700万円〕	の世帯	23,000円	22,500円	28,000円	27,500円
6	301,000円未満 〔～1,000万円〕	の世帯	23,000円	22,500円	28,000円	27,500円
7	397,000円未満 〔～1,190万円〕	の世帯	23,000円	22,500円	28,000円	27,500円
	397,000円以上 〔1,190万円～〕		23,000円	22,500円	28,000円	27,500円

## <保育料の算定>

- 保育料は、世帯の町民税額により決定することとなります。（平成26年度までは所得税額等で決定）
- 市町村民税所得割課税額は住宅借入金特別控除・配当控除など（調整控除は除く）の税額控除前の税額です。
- 保育料は、9月切替わりとなります。月から8月までの保育料は、前年度の町民税額を基に、9月から3月までの保育料は、現年度の町民税額を基に算定いたします。

**！新制度では、毎年9月が保育料の切り替え時期となります。**

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の市町村民税額に基づく保育料						当年度の市町村民税額に基づく保育料					

- 町民税額は福祉課で確認いたしますが、過去1年以内に東串良町以外にお住まいだった方は前住所地の課税証明書等を提出願います。
- 同一世帯の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園に入所している場合、または児童発達支援等の施設（一部対象外施設があります）を利用している場合は軽減対象となります。
- ※ 「保育標準時間」は最長11時間、「保育短時間」は最長8時間の利用となります。
- ※ 児童の年齢は年度の初日の前日の満年齢で、年度途中にかわることはありません。年度途中入所の場合も年度の初日前日の満年齢です。
- ※ 延長保育を利用される場合は、別途負担が必要です。